

森整第 228-1 号
令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

各市町長 様

栃木県環境森林部長

伐採及び伐採後の造林の届出書に係る一体性の判断基準の制定について

林地開発許可制度の運用につきましては、日頃から御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて別紙のとおり制定しましたので、参考に通知します。

なお、本基準の制定に併せ、栃木県小規模林地開発指導実施要領は廃止しますので御了知ください。

森林整備課 森林保全担当
TEL : 028-623-3288

伐採及び伐採後の造林の届出書に係る一体性の判断基準

森林法施行令第2条の3に規定される開発行為の規模について、栃木県知事が伐採及び伐採後の造林の届出書等に係る一体性の判断を行う際には、本基準によるものとする。

次の(1)～(3)の基準について、全てに該当する場合は原則として一体の開発行為と判断する。
なお、一部該当しない場合でも、総合的に一体の開発行為と判断することがある。

(1)実施主体の一体性に係る基準

実施主体の一体性とは以下のいずれか又はこれに準ずる場合をいう。

- ・土地所有者等（※1）と別の届出の土地所有者等について、同じである場合
- ・土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、役員が同じである場合
- ・土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、グループ関連会社である場合
- ・土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、事業所等の所在地が同じ場合
- ・土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、共同事業の実績がある場合
- ・土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、親族（※2）関係である場合
- ・土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、共同の意思（計画の共同性が認められる）を持ち開発行為を行う場合
- ・特定の目的のために、複数の事業者がそれぞれ分担して土地所有者等となる場合
- ・特定の目的のために、複数の事業者に分割させて土地所有者等とさせる場合
- ・特定の目的のために、同じ請負人が開発する場合
- ・転用後の管理者が同じである場合

(2)実施時期の一体性に係る基準

実施時期の一体性とは以下の場合をいう。

- ・従前の開発行為の完了時から3年未満である場合

(3)実施箇所の一体性に係る基準

実施箇所の一体性とは、以下のいずれかの場合をいう。

- ・近接距離が60m未満である場合
- ・同一集水区域（※3）にある場合

※1 土地所有者等とは、土地所有者又は届出者のことをいう。

※2 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に該当する者をいう。

※3 「同一集水区域」とは、開発地から排水された雨水等の合流地点が、それぞれの開発地から60m未満の区域にある場合をいう。